

いじめ防止基本方針

1 東部小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立東部小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「東部小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・相手の気持ちを十分に考えない言動からトラブルに繋がっている事案が見られる。また、自分の気持ちを正しく伝えられず、悪口やかけ口等で相手を傷つける行為も見られる。
- ・からかいや遊びからエスカレートし、暴力行為に繋がっている事案が見られる。

(2) 本校の課題

- ・自分の思いをうまく言葉に表せなかったり、すれ違いが生じたりするなど、意思疎通が不十分であったために発生したトラブルが多い。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるトラブルもある。
- ・スマートフォンや携帯電話を持つ子供が年々増加し、学習でも端末の活用が進んでいる。これら ICT の活用が、子供同士のトラブルにつながるケースもある。

※ いじめ等の交友関係の問題は、自分を他者と比較することによって劣等感や優越感を抱くことから発生する場合が多い。令和 3 年 1 月の中教審答申に「画一的・同調主義的な日本の学校文化がいじめなどの問題や生きづらさをもたらしているという指摘がある」とあるように、これからの中学校では、画一的・同調主義的な教育によって劣等感や優越感を生まないよう、様々な見方・考え方を認め合う多様性・包摂性を重視した教育が必須である。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「能力の高さや結果ではなく、努力を認める」「他の子供と比べない」「喜びや感謝を伝える」等、自分のよさや仲間のよさを感じられるようにする。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分を大切にし、他人の大切さも認める」態度を育てるよう努める。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努め、一人一人が自信をもち、多様性を認め合う集団へと高めていく。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・Google クラスルーム内や様々な SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（わかくさ児童会によるいじめ撲滅の宣言等）を推進する。
- ・いじめを起こさない環境をつくるために、各学級で SST やアサーショントレーニングを積極的に取り入れるなど、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問、学校生活アンケートやチェックリスト等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守る。
- ・いじめに関する些細な情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、すぐに生徒指導主事及び管理職に報告し、校内の「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有して、組織的に対応する。

※参照① 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

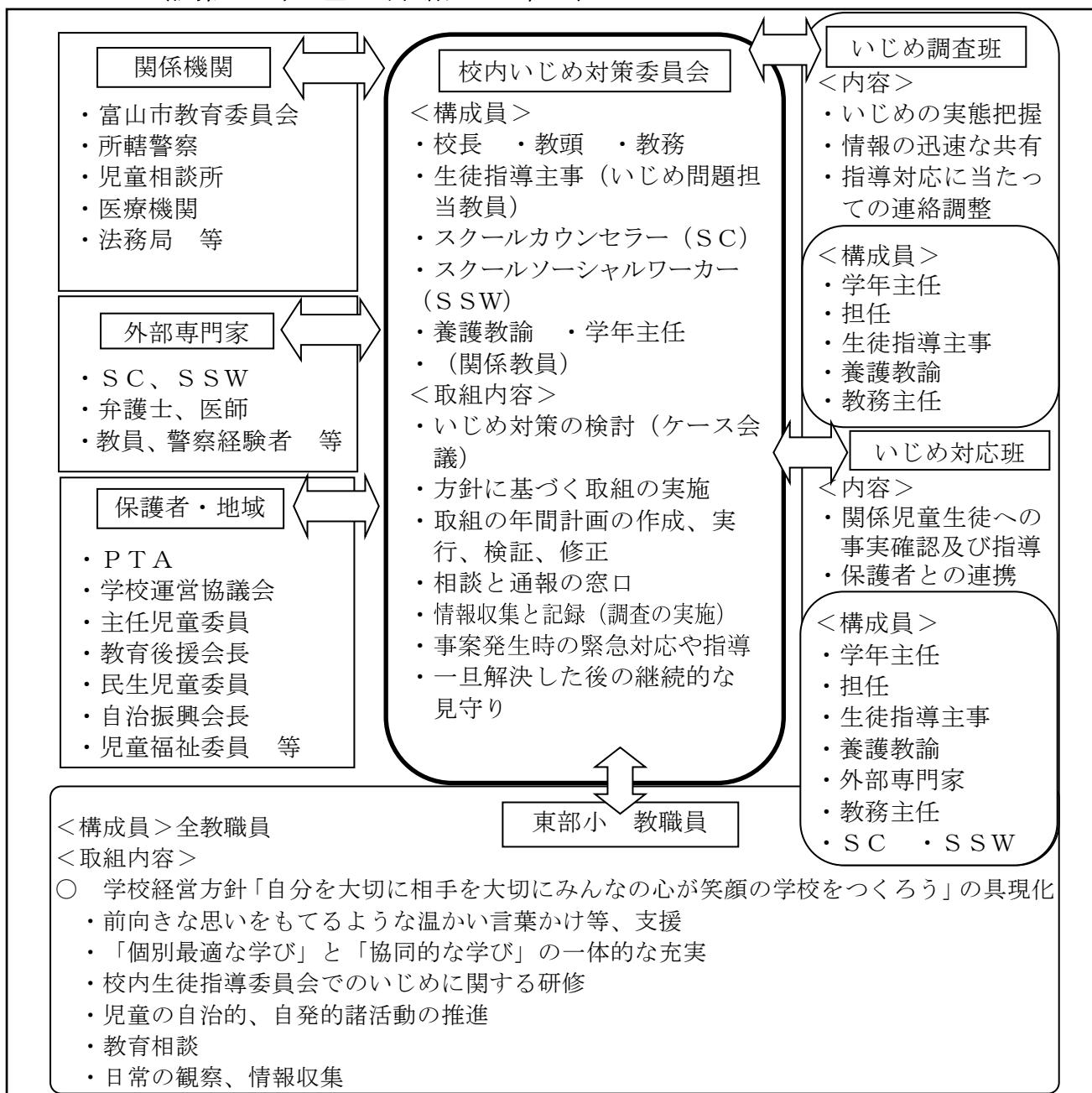
② 【表1 校内いじめ対策委員会】

③ 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・いじめの事実の有無を速やかに確認し、市教育委員会に架電と「いじめの初期対応に係る報告（様式10）」にて報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、石金交番及び中央警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア　徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ　必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ　状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のような指導・助言を行う。
 - ア　複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得ていじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ　保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ　いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ　いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ　警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調・傍観していた子供に対しては、同調・傍観はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて富山地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する（3か月間）。

【図1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】

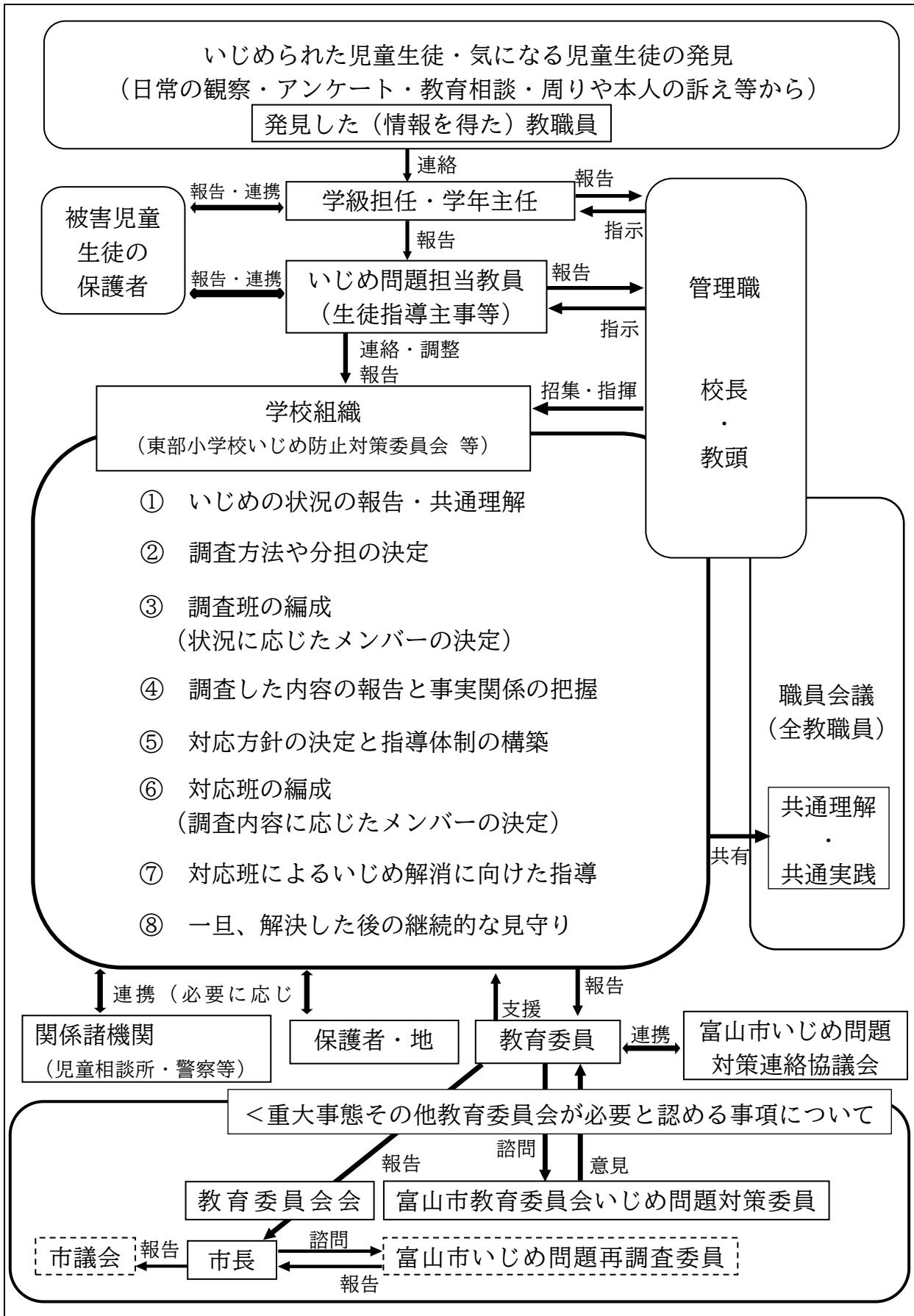
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	分担 1	分担 2	備 考
校長	総括		
教頭	全体指揮	全体指揮	
教務主任	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
担任等関係職員	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	
スクールソーシャルワーカー		対応班	

【図2 いじめが起きたときの組織的対応の流れ】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・転校に至るほど精神的な苦痛を受けた場合

これらがいじめによるものである
疑いが生じているとき

二 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日以上の欠席を目安とする）

- ・一定期間連続して欠席している場合

これらがいじめによるものである
疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討する。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。